

小豆管内における HPAI 対策の取組について

東部家畜保健衛生所小豆支所 渡邊 朋子

1 はじめに

平成 22 年 11 月島根県で、次いで宮崎県等 9 県において高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）の発生があり大きな被害がもたらされた。その後、家畜伝染病予防法（以下、法）の一部改正が行われ、万が一、発生があった場合には迅速な対応が取れるようにするため、家畜の所有者は羽数に関わらず知事に届け出（定期報告）が必要となった。

小豆管内には 100 羽以上飼育する養鶏農家は 1 戸のみである。しかしながら、平成 16 年 3 月、県内で HPAI ウイルスが検出された際の調査において自家消費卵の生産用としての飼育者等が 188 戸（3,113 羽）確認されており、法改正の周知並びに定期報告書の提出が必要となった。また、管内はオシドリ等の水禽類が千羽近く飛来する貯水池もあり、HPAI 発生の危険性は低いこと、少数飼育者であってもひとたび HPAI の発生があれば、県内養鶏産業への影響は計り知れないことから、少数飼育者への対策を実施したこと、また、当所は小豆総合事務所に属することから、事務所内の関係各課と連携し、HPAI 対策を実施したのでその内容について報告する。

表 1 はじめに

- 国内で HPAI 発生 (H22 年 宮崎県など)
- 家伝法一部改正
 <家畜を飼養する者は知事に届出が必要>
【小豆管内】
- 養鶏農家は小規模 1 戸のみ
- 約千羽のオシドリが飛来する貯水池がある
- 少数羽数飼育している人が多い
 <H16.3 末の調査 188 戸、3,113 羽>
 ⇒ 法改正の周知、定期報告の提出など
 管内における HPAI 対策の取組

2 家きん飼育者への取り組み

平成 22 年県外において HPAI 発生が続いていたことから 2 町担当者と協力して少数飼育者へ電話による異常の有無について聞き取りを実施した。連絡のとれた 69 戸では異常のないことを確認。しかし、電話が繋がらない人、飼育を中止した人、平成 16 年以降に飼育を始めた人もいたため、町広報を利用し飼育状況の届出を促すよう試みたが、広報を見て連絡があったのは 1 戸のみだった。また、電話で話した相手は高齢者が多く、法改正の周知、定期報告書の提出を郵送のみによる周知では効果が弱いと判断、全飼育者を訪問する方法（立入検査）により飼育状況を確認しながら飼育者リストを作成した。

表 2 飼育者リストの作成

- 平成 16 年 3 月名簿（2 町との協力）
- 電話による聞き取り
 - ・種類、羽数
 - ・飼育環境
 - ・異常の有無
 H23.2~3 月末
 69 戸、全て異常なし
- 町広報の利用

広報 とのしよ

愛がん鳥を飼育されている皆さまへ

各家庭で飼育されている鶏、チヤビなどの愛がん鳥も、高病原性鳥インフルエンザの予防対策として、対象動物に含まれております。

対象となる鳥の種類
 ペットとして飼われているすべての鳥類

連絡いただく内容

万が一、香川県内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、迅速な対応を行うためにも愛がん鳥の飼育状況を把握しておく必要があります。つきましては、愛がん鳥を飼育されている方は、ご連絡をお願いします。

連絡方法

①住所
 ②氏名
 ③電話番号
 ④鳥の種類
 ⑤羽数
 ⑥飼っている場所（屋内/外別など）

※報告いただいた個人情報には原則として個人情報は関係機関および市町で共有し、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の防疫対策以外の目的には使用しません。

電話または FAX にてご連絡ください。
 町役場 農林水産課
 ☎02-4007-0222
 ☎02-4007-0223
 小豆総合事務所 家畜保健衛生室
 ☎02-14359-0203
 ☎02-14359-0204

3. 立入検査の結果

訪問時には国内外における HPAI 発生情報、主な症状、家保の連絡先を書いた書類を渡し、法改正の趣旨を説明後、定期報告の提出、異常家きんの有無、飼育環境等を確認し、異常を見つけた場合には、早く連絡するように依頼した。また、近隣で家きんを飼育している人を知っていたら教えてもらうようにした。

(1) 飼育者の分布

平成 24 年 12 月末までの間に確認できた戸数は 86 戸 (図 1)。内訳は小豆島町が 39 戸 528 羽、土庄町は 47 戸 656 羽、その内、豊島は 17 戸 179 羽であった。平成 16 年から継続飼育していたのは 188 戸中 68 戸であり、約 8 年間で 63.8%の 120 戸が飼育を止めていた (図 2)。

一方、平成 16 年以降に飼育を始めた飼育者は 18 戸。羽数は 3, 113 羽から 1, 184 羽、62.0%も減少していた。

飼育者及び飼育場所を住宅地図に印を付け、聞き取り内容などを飼育者リストに記録した。

(2) 飼育羽数の内訳

図 3 は飼育羽数を 10 羽毎に示したものである。全体で 10 羽以下が 53 戸と最も多く 61.6%、11～20 羽以下は 18 戸 20.9%、21～30 羽以下は 8 戸、31～40 羽以下と 41～50 羽以下はそれぞれ 2 戸、51～100 羽未満が 3 戸であった。地域毎にみても 10 羽以下が一番多い結果だった。

一番多い 10 羽以下の内、土庄町と豊島は 5 羽以下がそれぞれ 9 戸 32.1%、10 戸 58.8%、6～10 羽が 9 戸 28.6%、1 戸 5.9%と 5 羽以下の割合が高かったが、小豆島町は 5 羽以下が 11 戸 26.2%、6～10 羽が 14 戸 33.3%となっていた。全体では、5 羽以下が 30 戸 34.5%を占めていた。

図1 鶏飼養者の分布 (立入検査結果)



図2 戸数・羽数の推移 (H16 → H24)

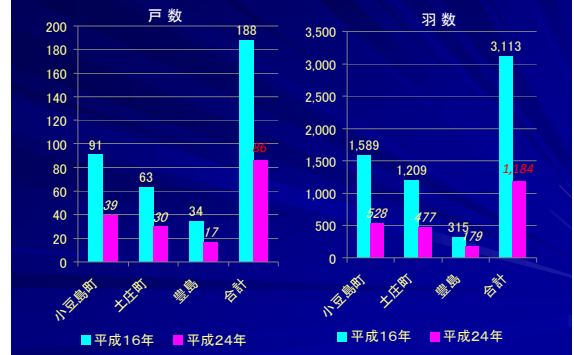
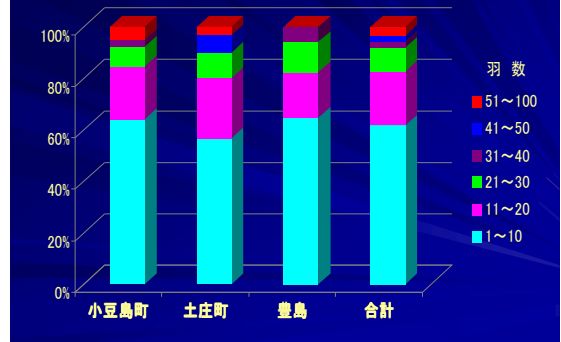


図3 飼育羽数の内訳



(3) 鶏種と導入元

鶏種の内訳は表3のとおり烏骨鶏が36戸と一番多く、讃岐コーチン35戸が次に多かった。烏骨鶏は島内で繁殖し、飼育者間で譲渡されていた。讃岐コーチンは畜産試験場からワクチン接種済みの中雛を購入。豊島では、県内の卵用鶏孵化場から農協がまとめて購入していた。2種類以上飼育している人も少なからずいた。

県外からの購入は、インターネットや電話により注文し、岐阜県、愛知県から名古屋コーチンなどが宅配便で輸送されてくると分かった。

(4) 飼育環境

5羽以下の飼育者が多いことから、1畳以下の鶏小屋(写真1a)が多かったが、飼育者が鶏小屋内に入れる仕組みのもの見られた(写真1b)。構造はイタチや蛇、野犬、猫などに襲われた経験から小動物が入りにくい構造に工夫されていた(写真1a、b)。今回、鶏小屋の清掃や消毒回数等、衛生状況調査の集計はできなかったが、指導が必要なほど不衛生な鶏小屋は無かった。

一方、日中に鶏小屋から出して庭で放し飼いをしている例(写真1c)、運動場に防鳥ネットはあっても網目が大きく、野鳥の侵入を防げていない鶏小屋(写真1d)もあったため、HPAIが流行する冬期には鶏小屋での飼育のみにするように指導した。

4 流行季前の対策

平成24年12月、HPAIが流行する季節を前に、飼育羽数が比較的多く、野鳥との接触が危惧される6戸に対しHPAI対策の注意喚起を目的に再度、立入を実施した。写真2の飼育者は庭で放し飼いでいた鶏をすべて鶏小屋に入れ、鶏小屋の修理、石灰の散布、侵入禁止措置も施してくれていた。6戸の内、2戸で野鳥の侵入があるとの回答であったため、鶏小屋の補修を指示した。

表3 飼育鶏種と導入元

■ 烏骨鶏	36戸	31.3%	譲渡→繁殖
■ 讃岐コーチン	35戸	30.4%	(畜試)
■ 採卵鶏(赤)	22戸	19.1%	県内ふ化場 (特に豊島、JA経由) (岐阜県からネット購入)
■ チャボ	8戸	7.0%	譲渡→繁殖
■ 名古屋コーチン	7戸	6.1%	(愛知県→譲渡)
■ シャモ	3戸	2.6%	譲渡→繁殖
■ うずら、コメット各1戸			(ペットショップなど)

写真1 飼育状況(鶏小屋)の例



写真2 流行季前の対策



5 県小豆総合事務所での取り組み

当所の属する小豆総合事務所では、毎月、総合事務所長、次長、保健所の各課長、環境森林課長、生活福祉課長と公衆衛生に関する情報交換を行い、総合事務所における研修会等を企画する公衆衛生企画調整会議（以下、会議）が開催されている（表4）。当所もメンバーとして参加していることから、国内外でHPAIが発生した平成22年度には会議でHPAIに関する情報提供に努め、総合事務所の防疫従事者を対象とした説明会を開催した。

一方、野鳥に関する対応は本庁みどり保全課でしたが、小豆管内の死亡野鳥に関する情報収集は環境森林課が行っていたことから、異常があった場合にはいち早く情報をもらえるような体制とした。幸い、死亡野鳥等、異常の連絡は無かった。以後、会議でHPAIについては情報交換を継続している。

また、香川県鳥インフルエンザ防疫マニュアル（現地要員編）に示されているとおり、県内でHPAIが発生した場合には県関係各課の協力のもと一般県職員を動員し、できる限り早く防疫措置を完了し、ウイルスを封じ込めることが重要であることから、動員される県職員への作業内容等の周知や防疫服着脱等の防疫演習を定期的に行うことは必要不可欠なことであり、県域レベルでの周知会や演習は毎年開催されている。しかし、本来業務の都合等で参加できなかった人もいたことから、平成23年12月には事務所内職員で防疫従事者の方に呼びかけてできる限り多く参加してもらい、参加者全員に防疫服の脱着を体験してもらった（表5）。平成24年度には県域のHPAI防疫演習に参加して演習後、質問等に対応した。

6 まとめ及び考察

我が国では平成22年以降、HPAIの発生が家きんで9県24農場（183万羽）、野鳥では16県で確認された。近県においては平成23年1月に高知県仁淀川町のオシドリで、同年2月には徳島県那賀町のフクロウからHPAIが確認されている。管内は毎年、オシドリ等の水禽類が千羽近く飛来する貯水池の他、ため池も多くHPAI発生の危険性は低くない。少数飼育であってもHPAIが発生した場合には防疫対応を行うことになるため、県内養鶏業界への影響は小さくない。今回、2町担当者と協力して飼育者リストの作成や防疫対応の連携がで

表4 公衆衛生企画調整会議

公衆衛生に関する情報交換、小豆総合事務所内における研修会などの企画。

- ・月1回開催
- ・メンバー

小豆総合事務所（所長、次長）、保健所（所長、衛生課長、保健福祉課長、安心・安全対策班）、環境森林課長、生活福祉課長、家畜保健衛生室長

OHPAIに関すること

- ・国内及び海外での発生情報の提供（家保）
- ・死亡野鳥情報（環境森林課）

※野鳥対応：県みどり保全課→環境森林課（小豆）

表5 職員向け研修会の開催

- 鳥インフルエンザ防疫従事者説明会（H23.2.2）
- 防疫従事者の研修会（H23.12.26）
- 県域のHPAI防疫演習への参加（H24.9.12）



きたことは今後の家畜防疫における連携や迅速な初動対応に繋がるものと思われた。今回の立入り調査で飼育者は60歳以上の方が多く、平成16年度に飼育していた188戸の内120戸は8年間に飼育を中止していたことから、今後も飼養者は減ることが予想される一方、自家用卵の生産用として卵用讃岐コーチンの購入希望もあることから、飼育者が居なくなることはないと思われ。そこで、今後も定期的に飼育者への訪問を行い、平成16、17年に瀬尾らが実施した抗体検査なども取り入れて、衛生的な管理と疾病への意識を高めてもらい、養鶏県である香川県でのHPAI発生予防につなげることが大切ではないかと考えている。

また、管内は保健所や鳥インフルエンザ野鳥対応の環境森林課と公衆衛生企画調整会議において情報交換できる機会があり、県出先機関におけるHPAI対策の小規模な研修会や防疫演習が比較的簡単に開催できたことから、参加者（小豆総合事務所の動員予定者）への身近な相談相手となることができ、お互いの不安事項の解消に繋がったと思う。

今後も家きん飼育者、町、県関係者との繋がりを継続して行くことでHPAI「発生の予防」、「早期発見・早期通報」、「初動対応」に努め、小豆地域の防疫レベルの向上・維持に努めていきたい。

7 参考文献

- 1) 瀬尾泰隆 (2005), 小豆島における卵用讃岐コーチンの衛生状況調査と衛生指導, 香川県家畜保健衛生業績発表会
- 2) 瀬尾泰隆 (2004), 小豆管内における愛玩鶏の飼養実態調査と今後の課題, 香川県家畜保健衛生業績発表会
- 3) 桃園恵子 (2003), 小豆管内における愛玩鶏としての卵用讃岐コーチン飼育状況および意識調査, 香川県家畜保健衛生業績発表会
- 4) 上村知子 (2003), 愛玩鶏飼養者に対する衛生指導と今後の課題, 香川県家畜保健衛生業績発表会
- 5) 多田純子 (1999), 愛玩鶏における飼養状況調査, 香川県家畜保健衛生業績発表会
- 6) 山本英次 (2003), 野鳥の糞便を利用した鳥インフルエンザ発生予察, 香川県家畜保健衛生業績発表会
- 7) 香川県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル, 平成24年度4月, 香川県
- 8) 香川県鳥インフルエンザ防疫マニュアル (現地 要員編), 香川県農政水産部畜産課

表6 取組み内容のまとめ

■平成22年度 (国内での発生あり)
電話による異常などの聞き取り確認 (69戸、異常なし)
野鳥に関する情報収集 (公衆衛生企画調整会議など)
鳥インフルエンザ防疫従事者説明会
町との協力 (広報掲載、愛玩鶏飼育者のリスト作成)
■平成23年度
リストに基づき立入検査を実施
法改正の周知、定期報告の提出 (86戸)、飼育状況の確認
町との情報共有化、発生時の協力体制を要請
防疫従事者への研修会の開催
平成24年度
冬前に注意を呼びかけるため、比較的羽数の多い所、
放し飼いななどしていた所へ、再度立入検査を実施 (6戸)
◎防疫レベルの向上・維持 ⇒ HPAI 発生の予防

